

田子改めと田子札

伊奈波神社教説研究員

算子真理

は、生國・氏名・住所・生年月日・父の名を戸長に届け、戸長から神社にこの名札を渡すので、神社は氏子帳に

伊奈波神社から岐阜市歴史博物館に預けている宝物のなかに、二枚の木札があります（写真下）。表面には

「県社伊奈波社氏子」と書いて「伊奈波社」の朱印を捺し、裏面には明治六年（一八七三）三月の日付け、祠官（現在の宮司に当たります）高木真蔭・祠掌（祠官の副官）河合昭が署名捺印しています。大きさは縦九センチ、横六センチ、厚さ〇・七センチで、手の平に納まるくらいです。これは、明治初めの一時期に全国で作られた氏子札と呼ばれるもので、当時の人々にどうて失くしてはならない大切な札でした。

④死亡時は戸長に届けるとともに守札を返し、戸長から守札を受け取つた神社は氏子帳に死去のことを記入する。

⑥守札を受けることへの初穂料は、受
に届け、改めて交付を受ける。
⑤守札を焼失・紛失したときは戸長
に届け、改めて交付を受ける。
⑦これ以後、六年目ごとの戸籍改めの
とき、戸長が守札を検査する。

経て中央政府へ提出する。

二寸と定められました。この寸法は先

と一致します。氏子札は身分証明書とお守りを兼ね、もし紛失したら戸

があるものでした。また神葬祭（神道による葬儀）のときは、氏子札の裏に死亡年月日と靈位を神官に書いてもらひ、それを神靈主としました。

同じ日には神社の社格を定める「郷社定則」が出されています。全国の神

宗門人別改め帳が毎年作成されました。現在でも、かつて庄屋を勤めた旧家には必ずといってよいほど残されているのですが、実はこれはかなり悪い者や行方不明者を除外（帳外れ）し、また新生児を記載しないなどの例が多く、岐阜市内でも人口一〇〇〇人ほどの村で一七〇人余りも記載漏れがあつたといいます。これではきちんと統治を行うことはできません。そこで政府は明治四年に戸籍法を公布し、戸籍編成調査作業のために戸長・副戸長を任命しました。

これに先立つて明治三年六月には「氏子改仮規則」が公布されています。華族から庶民に至るまで産土神社に名簿を納め、新生児も必ず宮参りをして名簿を納めて、全員が神社の印証を受けること、宮参りの日限はその地の風習に従うが生後五〇日を超えないようにすることが命じられました。戸籍一区は、およそ一〇〇〇戸を目安と決められています。つまり、区内のその他の神社は村社と決めました。戸籍一区は、およそ一〇〇〇戸が定められ、その区域内の住民は郷社の氏子帳に登録されるとともに氏子札を受けたわけです。ただ、村社の氏子が郷社の氏子に変更されるわけではなく、郷社に付属させるのみで、村社の氏子関係は継続します。郷社は自らの氏子に加えて、戸籍区全体の氏子戸籍担当としての役割を負わされたわけです。岐阜市内については、明治五年十二月の上茶屋町の氏子調帳が残されています（『岐阜市史史料編近代』掲載）。ここにしたる

だ。現在でもかゝって庄屋を勤めた日家には必ずといってよいほど残されているものですが、実はこれはかなり実態とは食い違つていました。素行の悪い者や行方不明者を除外（帳外れ）し、また新生児を記載しないなどの例が多く、岐阜市内でも人口一〇〇〇人ほどの村で一七〇人余りも記載漏れがあつたといいます。これではきちんと統治を行うことはできません。そこで政府は明治四年に戸籍法を公布し、戸籍編成調査作業のために戸

そこで政府は明治四年に戸籍法を公布し、戸籍編成調査作業のために戸長・副戸長を任命しました。

これに先立つて明治三年六月には「氏子改仮規則」が公布されていま
す。華族から庶民に至るまで、産土神社に名簿を納め、新生児も必ず宮参
りをして名簿を納めて、全員が神社の印証を受けること、宮参りの日限は
その地の風習に従うが生後五〇日を超えないようにすることが命じられ

①新生兒は戸長に届け、戸長の証書を持参して産土社に参詣する。神社はその子の名前・生年月日・父の名を氏子帳に記載して守札を渡す。

②これ以前の生まれで守札が無い者

参詣する。神社はその子の名前・生年月日・父の名を氏子帳に記載して守札を渡す。

の神社が氏神となっています。嫁入りや引越し、一時的滞在の場合は生地の産土神との関係はそのまま続いたわけです。

土神(郷社)が一社の場合は別に郷社を建てずそのままとするという例外規定に当たるものでしよう。

の神社が氏神となっています。嫁入りや引越し、一時的滞在の場合は生地の産土神との関係はそのまま続いたわけです。

土神(郷社)が一社の場合は別に郷社を建てずそのままとするという例外規定に当たるものでしよう。

本来なら明治四年に発行されたはずの氏子札ですが、伊奈波神社の札が明治六年三月であるのは、郷社指定を受けたのが明治六年一月であったことと関係すると思われます(なお、伊奈波神社は昭和十四年に国幣小社に列せられました)。

の神社が氏神となっています。嫁入りや引越し、一時的滞在の場合は生地の産土神との関係はそのまま続いたわけです。

土神(郷社)が一社の場合は別に郷社を建てずそのままとするという例外規定に当たるものでしよう。

本来なら明治四年に発行されたはずの氏子札ですが、伊奈波神社の札が明治六年三月であるのは、郷社指定を受けたのが明治六年一月であつたことと関係すると思われます(なお、伊奈波神社は昭和十四年に国幣小社に列せられました)。

しかし、この氏子札制度は長くは続かず、明治六年五月二十九日の太政官布告で「氏子調の儀は追て御沙汰候まで施行に及ばず」とわざか二年で停止され、同年六月十四日に廃止されました。ただ、新生児の宮参りに守札を授受するのは自由としています。伊奈波神社文書には明治十九年にも新生児への氏子札下付願いが出されおり、氏子札制度がのちまでも影

河原新田です。この区域の戸数は合計すると三〇〇〇戸を超え、郷社定則が定める一区一〇〇〇戸をはるかに上ります。これは郷社定則の、府県社

響力をもつたことがうかがえます。現在の初宮詣にもお守りが授与されますが、その背景にはこのような歴史もあつたのです。